

令和4年度包括外部監査にかかる措置報告

テーマ：スポーツ関連施設の財務事務の執行および管理運営の状況について

対象施設（県の直営施設）

- ・ 福井県福井運動公園、福井県立武道館〈所管課:スポーツ課〉
- ・ 幾久公園〈所管課:文化課〉
- ・ 臨海中央公園〈所管課:都市計画課〉

（指定管理者制度を導入している施設）

- ・ 福井県立馬術競技場、福井県立ライフル射撃場、福井県立アーチェリーセンターおよび福井県立クライミングセンター、福井県立クレ射撃場、福井県立ホッケー場、福井県立艇庫〈所管課:スポーツ課〉
- ・ テクノポート福井総合公園〈所管課:公営企業課〉
- ・ ふくい健康の森〈所管課:地域福祉課〉
- ・ 若狭総合公園、奥越ふれあい公園、トリムパークかなづ、丹南総合公園〈所管課:都市計画課〉

◆各施設共通

指摘事項および意見の概要						講じた措置等の内容
通番	項目	区分	区分No.	ページ	内容	
1	条例における数字の表記について	意見	1	21	各施設のWebサイトの利用料金は、算用数字で表記されているが、各条例の利用料金は、漢数字で表記されている。県は、県民の分かりやすさを考慮していないと思われるおそれがある。 明瞭性や整合性の観点からも条例における利用料金は、算用数字で表記したほうがよいと思われる。県は、今一度条例における漢数字と算用数字の使い分けについて再検討をすることが望まれる。	見やすさの向上を図るため、縦書き形式を採用していた条例および規則について、左横書き形式に改めた。これにより、県ホームページで公開している条例規則集の利用料金等の表記を、漢数字からアラビア数字に改めた。 【情報公開・法制課】
2	利用料金の設定単位について	意見	2	22	施設の利用料金の設定にあたり、算定基礎が午前・午後・夜間といった大きな単位のみで設定している施設がある。 県または指定管理者は、利用者の利便性も考慮し、1時間単位等の短い単位での料金設定についても検討することが望まれる。	令和5年度に福井県都市公園条例を改定し、令和6年度に1時間単位とする料金設定に改定している。 【都市計画課】

指摘事項および意見の概要					講じた措置等の内容	
通番	項目	区分	区分No.	ページ		内容
3	施設利用の予約について	意見	3	24	<p>現在においてほとんどの施設で予約を行う場合は、窓口受付や電話等での予約受付が主になっている。今日ではパソコンや携帯（スマートフォン含む）の利用者が多くWebサイトで予約や予約状況の確認ができれば、利便性が向上すると考えられる。そのため、県または指定管理者は、早い段階でWebサイト予約ができるシステムを取り入れることが望まれる。</p> <p>この点、県は令和5年3月に県内全市町と共同で公共施設の予約が24時間365日いつでも可能な専用Webサイト「施設予約サービス」を運用開始した。これによりすべての県内の公共施設の利用予約や空き状況の確認ができ、利便性が向上することを期待したい。</p>	施設毎の利用状況や運用方法など、実情に応じてシステムの導入を検討し、予約不要の施設を除いて、施設予約サービスを導入している。
						【スポーツ課】
						一部の施設利用の受付業務は業者に委託しており、利便性の向上を図るため、Webサイトの活用を含め業者と協議、検討している。歴史博物館との一体的な検討が必要である。
						【文化課】
					現在使用している利用者管理システムとの連携やインターネット環境、セキュリティの課題解決に時間を要するが、施設予約サービスの導入に向けて調整している。	
					【地域福祉課】	
					トリムパークかなづと丹南総合公園は既に施設予約サービスを導入しており、未導入の3公園（臨海中央公園、奥越ふれあい公園、若狭総合公園）については、令和7年度以降に施設予約サービスへの追加を予定している。	
					【都市計画課】	
8	AEDの設置場所の表示について	意見	7	29	<p>各施設のAEDの設置場所には、AEDの設置案内のシールが貼られていたが、ほとんどの施設の施設案内図にはAEDの設置場所が記載されていなかった。スポーツ施設や公園といった場所は、老若男女を問わず使用される場所である。特に公園は施設自体が大きい。県または指定管理者は、AEDが必要となった緊急事態に素早く対応できるように、施設案内図にAEDの設置場所を分かりやすく記載したほうがよいと考える。</p>	テニスコート受付窓口および公園内の掲示板に博物館内にAEDを設置していることが分かるよう掲示した。
					【文化課】	

指摘事項および意見の概要					講じた措置等の内容	
通番	項目	区分	区分 No.	ページ		内容
9	施設の運営状況を判断するための指標について	意見	8	31	<p>県は、コストに関する指標など施設の運用状況を判断するための指標を設定し、毎年度その指標から県の判断結果を記録として残すべきである。</p> <p>また、これらの指標を事業報告書に記載している指定管理者はないが、この指標は、県の施設の運営状況を判断するための指標としてだけでなく、指定管理者にとってもコスト削減や利用者増加を意識させる指標になると思われるので、県は、指定管理者に県が設定した指標を事業報告書に記載させるようにすることが望まれる。</p>	<p>年度別収支・利用状況を一体的に管理するような運用に改め、利用者一人当たりのコストを算出し、過年度の平均を基準とした指標を設定し、分析を行うこととした。</p> <p>【スポーツ課】</p>
						<p>具体的なコストに関する指標について、別事業の中で歴史博物館と一体的に検討していく。</p> <p>【文化課】</p>
						<p>利用者一人当たりのコストを算出し、施設の運営状況の把握を行った。</p> <p>施設の一部リニューアルオープンを行った令和元年度以降、新型コロナウイルス感染症や原油価格高騰などの影響があることに加え、現在、人件費や物価が高騰しているため、過年度の平均値等による利用者一人当たりのコストの目標設定は行わないが、引き続きモニタリングを行う。</p> <p>【地域福祉課】</p>
					<p>県において、各公園の実績報告書を基に利用者一人当たりのコストを算出し、過年度の平均を基準とした指標を設定している。指定管理者に対しては、令和6年度以降の実績報告書に利用者一人あたりのコストを算出し、記載することとしている。</p> <p>【都市計画課】</p>	
10	適切な目標設定および詳細な増減分析・要因分析について	意見	9	36	<p>県民のスポーツへの参加を促し健康増進につなげることや、施設の利用者を増加させ施設の有効利用を促すためにも、県または指定管理者は、適切な目標設定および詳細な増減分析・要因分析を行っていく必要があると考える。</p>	<p>具体的な目標設定について、別事業の中で歴史博物館と一体的に検討していく。</p> <p>【文化課】</p>

指摘事項および意見の概要					講じた措置等の内容	
通番	項目	区分	区分No.	ページ		内容
12	目標設定の根拠資料の作成について	意見	11	39	事業計画書や事業報告書にて記載される目標数値について、それがいかなる要因を考慮して決定したのかを説明できる資料がない。県または指定管理者は、目標設定の際には、内部環境や外部環境をどのように考慮したのか、目標算出の計算はどのように行ったのかを事後的にも把握できる、要因把握が可能な資料（「目標数値設定表」等）を作成することが望ましい。	目標内容の検討に併せて、別事業の中で歴史博物館と一体的に検討していく。 【文化課】
14	Webサイトの充実について	意見	13	45	県または指定管理者は、施設利用者の利便性を高める観点および施設の利用促進を図る観点から、施設のWebサイトにおいては、所在地、施設内容、利用時間、利用料金等の基本的な施設概要情報を掲載するだけでなく、施設の魅力な点の紹介やイベント情報等も掲載するなどし、施設の存在価値を広めるようWebサイトの充実を図っていくことが望まれる。また、Webサイトの作りにおいても、情報を探しやすい、見やすいサイトとなるよう工夫することが望まれる。また、県が運営開始したWebサイトである「施設予約サービス」と施設独自のWebサイトがリンクして、施設の空き情報の確認や施設の予約申請が容易にできるようになることが望まれる。	Webサイトの充実について、別事業の中で歴史博物館と一体的に検討していく。 【文化課】 令和6年度に県ホームページ上の都市公園の写真を更新し、指定管理者のリンク先へ移動できるよう対応している。施設予約サービスとのリンクはトリムパークかなづと丹南総合公園で既に対応しており、残りの3公園（臨海中央公園、奥越ふれあい公園、若狭総合公園）は令和7年度以降に施設予約サービスへの追加が完了次第、対応を予定している。 【都市計画課】
15	意見箱の設置について	意見	14	46	意見箱については、目立たない場所に設置されていたり、意見箱の周辺に回答用紙や筆記具なども備え付けられていなかったりして、利用が期待しにくい状況となっている施設もある。県または指定管理者は、意見の投書がしやすいような工夫をすることが必要と考える。	歴史博物館入り口に、幾久公園についての意見箱を設置した。 【文化課】

指摘事項および意見の概要					講じた措置等の内容	
通番	項目	区分	区分No.	ページ		内容
16	アンケートの実施について	意見	15	48	基本協定書にアンケート実施の取り決めの記載があるにもかかわらず、アンケートを配布して利用者の意見、要望、苦情等を聴取している施設は半数以下であった。また、実施していたとしても、特定のイベントや教室等に参加した人を対象としたアンケートであり、不特定多数の者へアンケートを配布しての実施は行われていなかった。	歴史博物館の来館者向けアンケートに、公園利用者向けの内容を追加した。意見、要望、苦情等があれば、整理し保管して情報共有を図っている。 【文化課】
					県または指定管理者が実施する利用者の満足度を調査するためのアンケートは、受け身的な形でのものではなく、アンケートを配布して行うなどの積極的な形での実施が本来の趣旨からすると適切と考える。また、集めた利用者の意見、要望、苦情等について、まとめて整理して管理していない施設も多くあるが、ぜひまとめて整理し保管して情報共有を図ることが望まれる。	全ての施設において、全利用者への声掛けを行いながらアンケートを配布する等積極的な意見収集を行っている。 【都市計画課】
17	アンケートの実施対象について	意見	16	48	アンケートの実施対象者は、施設利用者に対してだけでなく、利用者以外を対象に実施することも、潜在的利用者を増やすためにも実施することが望まれる。常連の利用者だけといった一部の人だけに依頼するやり方だと意見が偏る可能性がある。また、潜在的な利用者の要望を聞くことは、リピーター以外の新たな利用者を増やすことが期待できる。県または指定管理者は、できるだけ多く人の意見が反映されるような方法でアンケートを実施することが望ましい。	歴史博物館の来館者向けアンケートに、公園利用者向けの内容を追加した。また、歴史博物館のSNSにおいて、来館者以外の方からの意見も受け付けられるようにしている。 【文化課】
						全ての施設において、利用者だけでなく多くの人々の意見を反映するため、SNSなどを活用したアンケートを実施するよう指定管理者に指導している。 【都市計画課】

指摘事項および意見の概要					講じた措置等の内容	
通番	項目	区分	区分 No.	ページ		内容
18	SNS等を利用した情報発信について	意見	17	49	<p>今日、SNS等を利用する者が多く存在しており、SNS等を利用して施設の情報を流すことで、施設の存在や魅力を伝えることができ、利用者を増加させる効果があると考え。また、チラシや会報誌を発行し配ることも同様に情報発信として有用と考える。特にイベント情報等を流すことで、こういったことが今ここでできるんだということが分かったとそこに行ってみようと思う人が出てくるため、県または指定管理者は、そのきっかけ作りを行うことが望まれる。</p>	<p>はぴりゅう公式InstagramやXにて、福井県公式マスコットキャラクターはぴりゅうを活用し、施設のPRを行った。 【スポーツ課】</p> <p>隣接する歴史博物館のHPで公園の利用案内を行っているほか、歴史博物館のSNSで、幾久公園の魅力等について情報発信を実施した。 【文化課】</p>
20	イベントの実施推進について	意見	19	50	<p>イベントの実施は、施設の利用者を増やす効果が大きいと考える。そのため、県または指定管理者は、積極的に自らイベントを企画して、利用者増加を図っていくことも検討してほしい。また、施設においてイベントを実施できることもPRし、外部の者によって、イベントを実施してもらうことも検討してもらいたい。</p>	<p>現状、公園として多くの方に利用していただいております、新たなイベントの企画、実施の見込みはないが、事前に相談してもらえれば、外部の方も幾久公園でイベントを実施が可能な体制になっている。歴史博物館と一体的にあり方を検討することに伴い、イベントでの積極的な活用を検討していく。 【文化課】</p>

※ページは「令和4年度包括外部監査の結果報告書」ページ

令和4年度包括外部監査にかかる措置報告

テーマ：スポーツ関連施設の財務事務の執行および管理運営の状況について

◆福井県福井運動公園【スポーツ課】

指摘事項および意見の概要						講じた措置等の内容
通番	項目	区分	区分No.	ページ	内容	
38	美術品の管理について	意見	32	76	管理棟1階の階段前にブロンズの彫刻像が無造作に置かれており、高価な美術品が人目に触れない状態となっている。県は、当該ブロンズの彫刻像について、他の施設での設置も含め、適切な配置場所を検討していただきたい。	当該像の配置場所について、美術館、博物館等の設置も検討したが、大型作品であり設置場所がないため配置は不可である。 また、当公園内の運動施設への設置も検討したが、運動の妨げになることや安全上の問題があることから不適當である。 さらに、屋内設置用のブロンズ製であるため、屋外に設置した場合、風雨にさらされると劣化して倒壊するおそれがあるため、不適當である。 現在設置されている管理棟1階は、利用申請や会議出席目的で来館する利用者が多数であるので、安全上においても特に問題もなく、最も適當であると考えられるため、移設せず、現状のままとしている。

◆臨海中央公園【都市計画課】

指摘事項および意見の概要						講じた措置等の内容
通番	項目	区分	区分No.	ページ	内容	
53	放置自転車の廃棄について	意見	45	101	公園の現場視察を実施したところ、敷地内に放置自転車が捨てられていた。県は、当該放置自転車について早期に廃棄すべきである。	令和5年12月4日に撤去が完了している。
54	公園内の据え付け灰皿について	意見	46	101	公園の現場視察を実施したところ、多くの据え付け灰皿が散見された。受動喫煙の防止が求められるようになってそれなりの月日が経つが、公園内の多数の灰皿が備え付けられている状況は好ましくないと考えられる。 望まない受動喫煙の防止の観点から、県は、当該灰皿は撤去し、受動喫煙対策を実施した専用喫煙所を設けるなど、対策が必要であると考えられる。	令和6年3月5日に撤去が完了している。

◆福井県立アーチェリーセンターおよび福井県立クライミングセンター【スポーツ課】

指摘事項および意見の概要						講じた措置等の内容
通番	項目	区分	区分 No.	ページ	内容	
70	LED照明の積極的な導入について	意見	58	133	照明器具として水銀灯を利用している。一般照明用の高圧水銀灯について製造、輸出または輸入が令和3年から禁止となっているため、いずれは更新する必要がある。LED化に伴い電球の交換サイクルの長期化や電気使用量の削減が可能である。こういった設備投資は早ければ早いほど投資効果は大きくなると考えられるため、県は、検討を進めることが望まれる。	他部の予算を活用したLED化の実施や具体的な実施時期等を検討中である。

◆福井県立ホッケー場【スポーツ課】

指摘事項および意見の概要						講じた措置等の内容
通番	項目	区分	区分 No.	ページ	内容	
86	LED照明の積極的な導入について	意見	65	156	県立ホッケー場の夜間照明設備は、現在、水銀灯が使われている。一般照明用の高圧水銀灯について製造、輸出または輸入が令和3年から禁止となっているため、いずれは更新する必要がある。LED化に伴い電球の交換サイクルの長期化や電気使用量の削減が可能である。こういった設備投資は早ければ早いほど投資効果は大きくなると考えるため、県は、検討を進めることが望まれる。	他部の予算を活用したLED化の実施や具体的な実施時期等を検討中である。
88	施設の損害に係る保険契約の整備について	意見	66	156	過去、県立ホッケー場の夜間照明器具について、保険に加入しておらず、指定管理者である越前町側が落雷被害の修繕費用の負担をした事実があった。県立ホッケー場の夜間照明器具が保険に加入していない理由について確認したところ、過去経緯を記したものはなく、書面では確認が取れないため不明であった。県と越前町における協定書においては、県は管理物件のうち必要なものについて、火災保険契約（火災、落雷、風水害、雪害、氷害による損害を対象とする保険契約をいう。）を締結する旨の条項がある。よって、施設に対する自然災害の備えは、基本的には県にあると考えられる。 保有施設に対して付保するかどうかは、その施設におけるリスクの程度や想定される被害金額等、総合的な要素を加味して判断するものであると思われるが、その判断は、万一の事故に備えるためのものであるから、県は、丁寧に検討する必要がある。また、県は、その検討の結果、施設保有者としての県が付保しないと判断した場合における損害回復の責任関係について事前に明確にしておくことが望まれる。	災害発生の頻度や費用対効果等を検討した結果、付保しないこととし、万が一損害が発生した場合には、協定書に基づいて県と指定管理者との間で責任の所在を明確化する。なお、越前町と協議し変更協定書を締結した。

指摘事項および意見の概要					講じた措置等の内容	
通番	項目	区分	区分 No.	ページ 内容		
90	指定管理者の委託状況について	指摘	24	157	<p>受付業務、施設清掃業務、夜間管理業務の委託に際し、指定管理者は、県立ホッケー場が位置する朝日総合運動場を一体的に運営管理している管理会社との間で委託関係を取り持っているが、この委託関係について委託契約書を取り交わしていない。</p> <p>なお、指定管理者は受付業務、施設清掃業務、夜間管理業務の各業務を委託する計画について、「指定管理者管理業務委託計画書」を提出し、県に報告を行っている。</p> <p>公共施設に係る管理業務の委託において契約書を取り交わさずに行うことは、委託の目的や範囲、そして、委託する業務内容が不明瞭となるおそれがあり、事後の争論の原因ともなりかねない。それだけでなく、委託に関する契約書がない場合は、想定された委託業務のみが適切に行われたかどうかを担保することが難しく、県と指定管理者との間で結ばれた協定も適切に遵守されたかどうかの検証も困難となる可能性がある。</p> <p>したがって、指定管理者は、業務の委託を行う際は適切に契約書を取り交わす必要があり、また、県も指定管理者のモニタリングを通じて施設の管理運営が適切に実施されるように十分に監視・監督を行う必要がある。</p>	指定管理者である越前町と管理会社との間で、受付業務等に係る委託契約書を締結し、本契約書に基づき委託業務を実施する運用に改めた。
92	利用料金収入の帰属について	指摘	26	159	<p>収支報告における利用料金収入を詳しく確認したところ、県立ホッケー場に係る利用料金収入は、本来は、指定管理者に帰属するものであるが、現在の運営実務上、施設運営の委託先である管理公社の収入として帰属していた。これは、指定管理者から管理公社に施設運営に関する業務の委託が行われる中で、越前町から管理公社に委託される委託料の一部として県立ホッケー場の利用料金収入が充当されたことによるものである。指定管理者は、指定管理者と管理公社の役割を明確に整理し、利用料金収入は適切に指定管理者に帰属させる必要がある。</p>	令和6年度から、指定管理者である越前町に利用料金収入を帰属させるよう改めた。

指摘事項および意見の概要						講じた措置等の内容
通番	項目	区分	区分 No.	ページ	内容	
93	指定管理者における委託先の管理について	指摘	27	159	収支報告における支出を詳しく確認したところ、県立ホッケー場の光熱水費を管理公社が管理する他の施設分と合算して支払っている状況となっていた。委託先においては、業務遂行の実態を明らかにするために、業務を管理している単位ごとに区分すべきである。そもその前提として、業務の適切な区分は委託先が取り組むべきではあるが、指定管理者の立場からも、委託先の業務体制を監視・監督する必要がある。	電気、水道使用分について指定管理者の方で子メーターを設置し、県立ホッケー場と他施設の使用分を区別できるような体制に見直した。

◆ふくい健康の森【地域福祉課】

指摘事項および意見の概要						講じた措置等の内容
通番	項目	区分	区分 No.	ページ	内容	
112	収益拡大策について	意見	81	198	ふくい健康の森の施設内には、資源的には多面性があり、緑が多く、景観がすばらしい場所もあることから、植物や昆虫採集の他、映画やドラマの撮影や結婚式等外観を楽しむ施設にも利用できると考えられる。県または指定管理者は、積極的にその資源を活用していくことが望まれる。PRも含め観光業界とタイアップしながら企画したり、知名度を生かして健康を売りにしたい企業のネーミングライツの需要に応えたりするのもよいのではないかと思われる。	各種団体と連携した写生や焼き芋体験など自然を活かしたイベントの実施、利用者のニーズにあわせた販売・レンタル物品の充実、写真や映像撮影を希望する事業者との調整を行った。今後も、利用者の意見・ニーズを反映したプログラム等の見直しや豊かな自然環境を活かした新たなイベントの開催を検討していく。
117	ブラウン管テレビについて	意見	86	201	けんこうスポーツセンターの講師控室にあるテレビは、ブラウン管のテレビであった。当該テレビが利用できるかは、施設の担当者も把握していなかった。県および指定管理者は、今後使用しない、もしくは、使用できないのであれば現物を廃棄する必要がある。	備品の現状を整理し、使用しない備品の廃棄を実施した。

◆トリムパークかなづ【都市計画課】

指摘事項および意見の概要						講じた措置等の内容
通番	項目	区分	区分No.	ページ	内容	
131	ネイチャーゾーンについて	意見	99	235	ネイチャーゾーンは、自然豊かな施設であり散歩コースにはとても魅力的な場所であるが、施設の維持や樹木の管理には多くの費用が必要だと考えられる。しかし、他にはあまりない魅力を有しており、県および指定管理者は、活用方法についての利用者からアイデアを募集および計画的な維持管理により有効活用することが期待される。	令和6年度から昨年リニューアルした芝生広場の利用状況の確認や維持管理の課題整理を指定管理者と実施し、有効活用に向けた検討を行っている。

◆丹南総合公園【都市計画課】

指摘事項および意見の概要						講じた措置等の内容
通番	項目	区分	区分No.	ページ	内容	
132	利用料金のWebサイト上の表示について	意見	100	245	Webサイト上の利用料金が条例と同じ時間区分の料金表になっており午前・午後・夜間の区分になっている。実際には、条例の上限を超えないように30分単位や1時間単位で運用している。指定管理者は、Webサイト上も実際の利用料金を表示するほうがよいと考える。	丹南総合公園で利用可能な施設の料金を1時間単位の料金で表示されるよう越前市のWEBサイトを改善している。
134	Webサイトのリンク切れについて	意見	102	246	一部の施設については、Web上で予約できるが、Webサイト上の施設予約サービスの利用の案内ページは、リンク先が切れてしまっており到達できなくなっていた。 指定管理者は、Webサイトの管理を適切に行ない、リンク切れが発生していないかなどときどき確認すべきである。 また、デジタルツールについては、単に導入すればよいのではなく、その後のメンテナンスも重要となるため、情報管理の責任者を配置し、適切に運用管理を行うべきである。	施設予約サービスのリンク切れがないよう越前市のWEBサイトを改善している。

指摘事項および意見の概要					講じた措置等の内容	
通番	項目	区分	区分 No.	ページ 内 容		
135	会議室の利用率の向上について	意見	103	248	会議室があるが、利用者制限は設けておらず、一般の方も利用できるようになっている。そのため、指定管理者は、会議室をより多く利用してもらえようWebサイト上などでPRし、会議室の利用率の向上を図ることが望まれる。	丹南総合公園の会議室が利用対象である旨を越前市のWEBサイトに記載した。
137	野球連盟に文書での取り決めなく貸与している会議室について	意見	105	249	空き会議室について、文書でのやり取りなく越前市野球連盟へ貸与している状況にあることが確認された。現状、野球連盟が保管すべきパソコンやプリンター等の備品も会議室に置かれている状況にあった。文書を取り交わすことなく会議室が貸与されている状況は備品の保管責任などが曖昧になり問題である。指定管理者は、会議室を貸与する場合や備品を保管する場合には、文書を取り交わすよう改める必要がある。	越前市スポーツ課と野球連盟で協議を行い、野球場会議室の一部使用について覚書を締結した。
138	点字ブロックの破損について	意見	106	250	身障者用の点字ブロックが一部剥がれていて危険であった。身障者用のものでもあり、指定管理者は、日頃から注意して管理するとともに、早期の修繕が望まれる。	令和6年11月29日に点字ブロックの修繕が完了している。

※ページは「令和4年度包括外部監査の結果報告書」ページ